



木蓮

# 高井会計だより

編集 発行人  
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335  
岐阜市三歳町4-2-10  
TEL 058(253)5411(代)  
FAX 058(253)6957

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

|   |    |    |    |
|---|----|----|----|
| 日 | 1  | 15 | 29 |
| 月 | 2  | 16 | 30 |
| 火 | 3  | 17 | 31 |
| 水 | 4  | 18 | ・  |
| 木 | 5  | 19 | ・  |
| 金 | 6  | 20 | ・  |
| 土 | 7  | 21 | ・  |
| 日 | 8  | 22 | ・  |
| 月 | 9  | 23 | ・  |
| 火 | 10 | 24 | ・  |
| 水 | 11 | 25 | ・  |
| 木 | 12 | 26 | ・  |
| 金 | 13 | 27 | ・  |
| 土 | 14 | 28 | ・  |

## 3月の税務と労務

- |                                             |                                                           |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <b>国 税</b> ／平成26年分所得税の確定申告<br>2月16日～3月16日   | <b>国 税</b> ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)<br>3月31日                |
| <b>国 税</b> ／個人の青色申告の承認申請<br>3月16日           | <b>国 税</b> ／7月決算法人の中間申告<br>3月31日                          |
| <b>国 税</b> ／贈与税の申告<br>2月1日(窓口受付は2日)～3月16日   | <b>国 税</b> ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場<br>合)<br>3月31日   |
| <b>国 税</b> ／2月分源泉所得税の納付<br>3月10日            | <b>地方税</b> ／個人の都道府県民税、市町<br>村民税、事業税(事業所税)<br>の申告<br>3月16日 |
| <b>国 税</b> ／個人事業者の26年分消費<br>税の確定申告<br>3月31日 |                                                           |

### ワンポイント 発信主義と信書便の送付

国税関係書類の提出期限の原則は到達主義ですが、郵便や信書便で提出された確定申告書などの納税申告書は通信日付印の日付が提出日とみなされる発信主義が適用されます。ただし、封書やレターパックと異なり、ゆうパックやゆうメールでは信書便を送れませんので注意が必要です。

# 健康保険

## 高額療養費制度

### の変更

平成二十七年一月より、高額療養費制度の自己負担限度額が一部変更となりました。  
制度の概要と変更点について触れていくとします。

#### 一 高額療養費制度とは

長期入院や長期通院の場合には、医療費の自己負担額が高額になることがあります。

家計の負担を軽減できるよう、同一の月（一日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額のうち、自己負担限度額を超えた分を後で払い戻すのが高額療養費制度です。

なお、保険外併用療養費を受けているときの先進医療に係る費用や差額ベッド代等、入院時食事療養費や入院時生活療養費の標準負担額は、高額療養費を

算出する際の自己負担額には含めないこととされています。

#### 二 自己負担限度額

##### (一) 自己負担限度額

年齢および所得状況等により設定されています。

七十歳未満の方は、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成二十七年一月診療分より、所得区分が三区分（資料①）から五区分（資料②）へと細分化されました。

七十歳以上七十五歳未満の方は、区分の変更が行われておらず従来どおり（資料③）です。

##### (二) 世帯合算

世帯※で複数の方が病気や負傷のため医療機関で受診した場合や、一人が複数の医療機関で受診した場合、一つの医療機関で入院と外来の受診をした場合は、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が払い戻されます。

なお、七十歳未満の方の場合には、受診者別に次の基準によりそれぞれ算出された自己負担額（二か月あたりの額）が二万一千

円以上となるものを合算することができ、七十歳以上の方については二万一千円に満たないものであっても、合算することができ、合算の基準

##### ① 医療機関ごとに計算します。

また、同じ医療機関であつても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来に分けて計算します。

##### ② 医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を、処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。

※ ここで言う世帯とは、協会けんぽ加入者の場合は「協会けんぽの被保険者とその被扶養者」です。

#### 三 現物給付

##### (一) 七十歳未満

医療機関等の窓口での支払いが高額となった場合は、高額療養費制度を利用することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻されますが、後から戻されたいはいえ、一時的な支払いは

大きな負担になります。

七十歳未満の方で、医療費が高額になることが見込まれる場合には、「限度額適用認定証」を利用するとよいでしょう。

協会けんぽの場合は、各都道府県の協会けんぽ支部にあらかじめ申請（WEBサイトにダウンロード用の申請書や記入例があります）をし、限度額適用認定証の交付を受けておきます。

所得区分変更前のものをお持ちの方は、新たな区分表記の限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。

病院に行くときに、健康保険被保険者証と限度額適用認定証を窓口提示すると、一か月間（一日から月末まで）に窓口で支払う額が自己負担限度額まで（※）となります。

※ 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となる場合があります。

##### (二) 七十歳以上

限度額適用認定証の手続きは不要です。  
健康保険被保険者証と高齢受給者証を医療機関に提示するこ

とで、一か月分の医療費が一定の金額（自己負担限度額）までとなります。

#### 四 多数該当

高額療養費の支給対象となる月数が直近の十二か月間に三か月以上あったときは、四か月目（高額療養費の該当月は連続している必要がないため、直近十二か月に三回あれば、四回目からは多数該当として扱われます）から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

限度額適用認定証を使用し、高額療養費を現物で受けた月も回数に含まれます。

また、転職した場合であっても保険者が同一（例えば、以前の職場と新しい職場が、それぞれ協会けんぽの適用事業所）のときは回数が通算されます。

多数該当のときの自己負担限度額についても平成二十七年一月以降の診療分から変更されます（資料②）。

なお、七十歳以上七十五歳未満の方の多数該当については、区分の変更が行われておらず従来どおり（資料③）です。

資料① 70歳未満 ＜平成26年12月診療分まで＞

| 所得区分                   | 自己負担限度額                     | 多数該当    |
|------------------------|-----------------------------|---------|
| 区分A<br>(標準報酬月額53万円以上)  | 150,000円＋(総医療費－500,000円)×1% | 83,400円 |
| 区分B<br>(区分Aおよび区分C以外)   | 80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%  | 44,400円 |
| 区分C(被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400円                     | 24,600円 |

(注) 区分Aに該当する場合は、市区町村民税非課税者であっても区分Aとなります。

資料② 70歳未満 ＜平成27年1月診療分から＞

| 所得区分                   | 自己負担限度額                     | 多数該当     |
|------------------------|-----------------------------|----------|
| 区分ア<br>(標準報酬月額83万円以上)  | 252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% | 140,100円 |
| 区分イ<br>(標準報酬月額53～79万円) | 167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% | 93,000円  |
| 区分ウ<br>(標準報酬月額28～50万円) | 80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%  | 44,400円  |
| 区分エ<br>(標準報酬月額26万円以下)  | 57,600円                     | 44,400円  |
| 区分オ(被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400円                     | 24,600円  |

(注) 区分ア・イに該当する場合、市区町村民税非課税者であっても区分ア・イとなります。

資料③ 70歳以上75歳未満

| 所得区分                                          |       | 自己負担限度額  |                                                  |
|-----------------------------------------------|-------|----------|--------------------------------------------------|
|                                               |       | 外来(個人ごと) | 外来・入院(世帯)                                        |
| 1 現役並み所得者<br>(標準報酬月額28万円以上で<br>高齢受給者証の負担割合3割) |       | 44,400円  | 80,100円＋(総医療費－<br>267,000円)×1%<br>[多数該当：44,400円] |
| 2 一般所得者<br>(1および3以外)                          |       | 12,000円  | 44,400円                                          |
| 3 低所得者                                        | Ⅱ(※1) | 8,000円   | 24,600円                                          |
|                                               | Ⅰ(※2) |          | 15,000円                                          |

※1：被保険者が市区町村民税の非課税者等

※2：被保険者とその扶養家族全ての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない者

(注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税非課税等であっても現役並み所得者となります。



## 年金記録の訂正手続

総務省の年金記録の「確認申立て」は、年金記録問題に対応するため応急的に設けられたもので、平成27年2月末で受付終了となりました。

しかしながら、年金記録の訂正事案は今後も発生する可能性があり、このような事案にも的確に対処するため、恒常的な記録訂正手続を整備することが求められています。

このため、法律改正により年金記録の訂正を求める制度が厚生労働省に創設され、平成27年3月からスタートしました。

年金事務所又は年金相談センターで年金記録の確認（「年金記録照会申出書」や「ねんきん定期便」等の「年金加入記録回答票」による申出）を行い、国民年金・厚生年金保険の記録が間違っていると思われる方は、これまでと同様にお近くの年金事務所で年金記録の訂正の請求をすることができ

ます。

住まいの地域の地方厚生（支）局に設置された地方審議会（民間の専門家である弁護士、社会保険労務士、税理士などによる会議）で審議した上で公平・公正な判断を行い、その後に記録の訂正・不訂正の決定通知が送られます。

決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや、地方厚生（支）局の決定の取消を求めて、裁判所に訴訟を提起することもできます。

日本年金機構のWEBサイトには年金相談の専用回線の案内や相談窓口の混雑予測も掲載されていますので、ご活用ください。

### ＜訂正をすることができる主な事例＞

- ・働いていた期間について、実際の退職日より前に厚生年金保険の資格を喪失した記録になっている。
- ・会社から払われた賞与のうち、平成〇年〇月に支払われた記録がない。

## 労働条件の明示（労働基準法・パート労働法）

労働契約を締結する際、使用者は労働者に対して労働条件を明示することとされ、労働契約期間（有期労働契約の更新があり得る場合は、更新の判断基準も含む）や労働時間、賃金、退職等の一定事項は書面の交付が義務付けられています。

労働時間の短いパート労働者に対しては、一般労働者より明示事項が多く設けられており、

「昇給・退職手当・賞与」の有無に加え、平成二十七年四月以降は「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」についても明示することとされました。

労働条件がいまいちなまま雇い入れた場合はトラブルになることもあるため、不明点は労働基準監督署に確認・相談をしながら、労働者を受け入れる準備を進めていきましょう。

## 再就職手当の給付率（雇用保険）

会社を辞め、失業している期間中は法律により決められた一定期間、雇用保険から基本手当が支給されます。

その後、安定した職業（1年を超えて雇用される見込みがある）に再就職をする等の一定要件を満たしたときには基本手当の支給残日数に応じて「再就職手当」が支給されます。

現行の再就職手当は、再就職時の支給残日数が多いほど給付率が高くなる仕組みに改められています。

具体的には、所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した場合は基本手当の支給残日数の「60%」、3分の1以上を残している場合は支給残日数の「50%」を基本手当日額に乗じて得た額とされます。

なお、再就職手当の受給者が新たな職場で6か月以上雇用され、再就職後6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合には「就業促進定着手当」も受けられます。